

# 水道事業会計予算

## 平成31年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数             | 26,787 戸                 |
| (2) 総 給 水 量             | 8,042,302 m <sup>3</sup> |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量       | 22,033 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主 な 建 設 工 事         |                          |
| (イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事 | 127,259 千円               |
| (ロ) 上 水 道 拡 張 工 事       | 273,955 千円               |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入           |              |
|---------------|--------------|
| 第1款 水道事業収益    | 1,833,006 千円 |
| 第1項 営 業 収 益   | 1,358,477 千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 428,944 千円   |
| 第3項 特 別 利 益   | 45,585 千円    |
| 支 出           |              |
| 第1款 水道事業費用    | 1,853,217 千円 |
| 第1項 営 業 費 用   | 1,692,694 千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 70,159 千円    |
| 第3項 特 別 損 失   | 85,364 千円    |
| 第4項 予 備 費     | 5,000 千円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,332千円は過年度分損益勘定留保資金505,332千円で補てんするものとする)。

| 収 入           |            |
|---------------|------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 185,309 千円 |
| 第1項 国 庫 支 出 金 | 6,666 千円   |
| 第2項 負 担 金     | 1 千円       |
| 第3項 繰 入 金     | 5,058 千円   |
| 第4項 出 資 金     | 111,373 千円 |
| 第5項 補 償 金     | 44,808 千円  |
| 第6項 受 託 金     | 1 千円       |
| 第7項 固定資産売却代金  | 2 千円       |
| 第8項 企 業 債     | 17,400 千円  |

支 出

|            |            |
|------------|------------|
| 第1款 資本的支出  | 690,641 千円 |
| 第1項 建設改良費  | 201,878 千円 |
| 第2項 拡張費    | 311,806 千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 175,957 千円 |
| 第4項 予備費    | 1,000 千円   |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額      | 起債の方法 | 利率     | 償還の方法        |
|-------|----------|-------|--------|--------------|
| 拡張工事費 | 17,400千円 | 証書借入  | 3.5%以内 | 借入先の融通条件による。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 183,654 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、42,371千円と定める。

平成 31 年 2 月 25 日 提 出

橋 本 市 長

平 木 哲 朗